

法人住民税の概要

項 目	内 容			
1. 課税主体	都道府県及び市町村			
2. 納税義務者	都道府県及び市町村に事務所又は事業所を有する法人			
3. 課税方式	申告納付			
4. 課税標準 (法人税割)	連結申告法人以外の法人： 法人税額 連結申告法人： 個別帰属法人税額			
5. 税率	(均等割)			
	資本金等の額	都道府県民税 均 等 割	市町村民税均等割	
			従業者数 50人超	従業者数 50人以下
	1千万円以下	2万円	12万円	5万円
	1千万円超 1億円以下	5万円	15万円	13万円
	1億円超 10億円以下	13万円	40万円	16万円
	10億円超 50億円以下	54万円	175万円	41万円
	50億円超	80万円	300万円	
	※市町村民税均等割については、制限税率(標準税率の1.2倍)が定められている。			
	※本県の県民税均等割については、平成24年4月1日以後に終了する事業年度分の 申告から、森林環境税として従前の均等割額の5%が加算されます(上記税率は 加算前のものです)。			
(法人税割)				
都道府県：1.0%(制限税率 2.0%) ※本県の県民税法人税割については、資本金の額又は出資金の額が1億円を超 える法人、資本金の額又は出資金の額が1億円かつ従業員の総数が300人を 超える法人及び保険業法に規定する相互会社の場合、超過税率(1.8%)が 適用されます。 市町村：6.0%(制限税率 8.4%)				
6. 分割基準	2以上の地方団体に事務所又は事業所を有する法人は、課税標準に従業者数により 分割して各地方団体に納付			